

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市店舗等立地促進補助金																					
補助事業等の標目	市内において店舗等の新設等をした者に対して、店舗等の新設等に伴い発生する固定資産税相当額を補助することにより、店舗等の立地促進を図るとともに、雇用の創出及び拡大と地域活性化を目指す。																					
補助事業等の対象者	<p>市内において店舗等の新設等をした者であって、次のいずれにも該当するもの</p> <p>(1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に基づく次の表に掲げる事業を営む者であること。</p> <table border="1" data-bbox="507 748 1401 1122"> <thead> <tr> <th>大分類</th> <th>中分類</th> <th>小分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>D 建設業</td> <td>全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F 電気・ガス・熱供給・水道業</td> <td>全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G 情報通信業</td> <td>全て</td> <td>391ソフトウェア業は除く。</td> </tr> <tr> <td>H 運輸業 (郵便業は除く。)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>I 卸売業、小売業</td> <td>全て</td> <td></td> </tr> <tr> <td>M 飲食サービス業 (宿泊業は除く。)</td> <td></td> <td>766バー、キャバレー、ナイトクラブは除く。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 諏訪市工場等立地促進条例（平成19年諏訪市条例第3号）の規定による助成金の交付対象者でないこと。</p> <p>(3) 店舗等の新設等に係る投下固定資産総額が5,000万円以上となること。</p> <p>(4) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすこと。 ア 市内に店舗等を有しない者が店舗等の新設等をする場合 市内在住の常時雇用者を3名以上雇用していること。 イ 市内に店舗等を有する者が店舗等の新設等をする場合 市内在住の常時雇用者を新たに3名以上雇用すること。</p> <p>(5) 次のいずれにも該当しないこと。 ア 諏訪市暴力団排除条例（平成24年諏訪市条例第20号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者であること。 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を行う者であること。 ウ その他市長が不当と認める事業を行う者であること。</p> <p>(6) 市税等に係る手続きの不備及び滞納がないこと。</p> <p>(7) 開業に際して必要な資格、許可等を有していること。</p>	大分類	中分類	小分類	D 建設業	全て		F 電気・ガス・熱供給・水道業	全て		G 情報通信業	全て	391ソフトウェア業は除く。	H 運輸業 (郵便業は除く。)			I 卸売業、小売業	全て		M 飲食サービス業 (宿泊業は除く。)		766バー、キャバレー、ナイトクラブは除く。
大分類	中分類	小分類																				
D 建設業	全て																					
F 電気・ガス・熱供給・水道業	全て																					
G 情報通信業	全て	391ソフトウェア業は除く。																				
H 運輸業 (郵便業は除く。)																						
I 卸売業、小売業	全て																					
M 飲食サービス業 (宿泊業は除く。)		766バー、キャバレー、ナイトクラブは除く。																				
補助対象経費	店舗等の新設等により所有した家屋及び当該家屋に係る土地に対して課せられた固定資産税相当額																					

補助金等の額及びその算定方法又は補助率	次の表の左欄に掲げる年度区分に応じ、それぞれ同表の右欄の額とする。	
	初年度	補助対象経費の100/100
	2年度	補助対象経費の80/100
	3年度	補助対象経費の60/100
	備考	
	1	家屋については、当該店舗等において営業を開始した日以後初めて固定資産税が課せられる年度を初年度とする。
	2	土地については、土地の取得をした日以後初めて固定資産税が課せられる年度を初年度とする。
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 効果的に店舗等の立地促進を行うために必要であるため	
補助事業等の評価	補助事業者から提出された実績報告書等の書類をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。	
補助事業等の開始時期	平成28年4月1日	
補助事業等の終了時期	平成36年3月31日	
	【終了時期が3年を超える場合の理由】 家屋及び土地の取得には、準備等も含め相当の期間が必要であるため	
情報の公表の方法等	補助金の交付件数、交付金額、評価内容等を市ホームページにて公表する。	
その他	<p>1 この取扱基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 店舗等 店舗、事務所その他の事業を営むために設置した施設（現に事業を営むために使用していないものを含む。）をいう。</p> <p>(2) 新設等 店舗等を新設、移設、増設又は取得することをいう。</p> <p>(3) 投下固定資産総額 店舗等の新設等のために要した地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第3号に規定する家屋（居住の用に供する部分を除く。）及び同条第2号に規定する土地の取得価格の合計額をいう。</p> <p>(4) 常時雇用者 補助事業等の対象者が直接雇用した健康保険法（大正11年法律第70号）及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定による被保険者をいう。</p> <p>2 補助金の交付を受けている者は、補助を受けている期間は、当該店舗等で営む事業に係る市内在住の常時雇用者の数が3名以上でなければならない。</p> <p>3 補助金の交付を申請する店舗等の新設等について、市の他の補助制度により補助を受けている場合は、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。</p> <p>4 土地については、当該土地の取得をした日から起算して2年を経過する日の属する年の翌年の1月1日までに、当該取得した土地において店舗等の新設等をし、かつ、同年3月31日までに当該店舗等において営業を開始した場合に限り、補助金の交付の対象とする。</p> <p>5 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受ける年度の1月20日までに提出書類欄に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>6 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定後に申請内容に変更が生じたときは、速やかに諏訪市補助金等交付規則に定める補助事業等変</p>	

	<p>更等申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 変更が生じた内容が確認できる書類</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p> <p>7 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに諏訪市補助金等交付規則に定める補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 補助金の振込先の口座番号、口座名義、金融機関名及び支店名が記載されている通帳の写し又はこれに類する書類</p> <p>(2) その他市長が必要と認める書類</p>
<p>提出書類</p>	<p>申請時の提出書類</p> <p>(1) 諏訪市店舗等立地促進補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 新設等事業概要書（様式第2号-2）（初年度の申請に限る。）</p> <p>(3) 投下固定資産総額に係る固定資産税額等算出表（様式第2号-3）</p> <p>(4) 雇用状況確認表（様式第2号-4）</p> <p>(5) 店舗等の設計図及び位置図（初年度の申請に限る。）</p> <p>(6) 店舗等の新設等に係る土地の公図及び土地売買契約書の写し（初年度の申請に限る。）</p> <p>(7) 登記事項証明書の写し及び定款の写し（法人による初年度の申請に限る。）</p> <p>(8) 固定資産税課税明細書等の写し</p> <p>(9) 営業許可証等の写し</p> <p>(10) その他市長が必要と認める書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担当部署</p>	<p>諏訪市 経済部 商工課 商業振興係</p>

平成28年 4月 1日 制定

平成29年 3月29日 一部改正（平成29年 4月 1日 施行）

平成30年 3月16日 一部改正（平成30年 4月 1日 施行）